

名古屋市消防団のあり方検討会

第2次答申

平成27年10月

名古屋市消防団のあり方検討会

はじめに

平成 26 年 4 月に設置された本検討会は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下「消防団充実強化法」という。）制定の趣旨、消防団員アンケートの結果などを踏まえつつ、平成 26 年度に 5 回の議論を重ね、消防団員の処遇に関する事項を中心とした第 1 次答申を取りまとめました。

この答申を受け、名古屋市は平成 27 年度から報酬の支給を開始するとともに、出場手当の見直しを行いました。また、消防団マイスター制度を導入し、教育訓練の充実強化を図りました。

本検討会では、平成 27 年度からは第 1 次答申のうち、すでに改善、充実強化が進んでいる消防団員の処遇や教育訓練以外の事項について、5 回の議論を重ねてきました。

本答申は、名古屋市消防団の未来像を見据えつつ、消防団充実強化法第 8 条に規定されている消防団の抜本的な強化を図ることを念頭に置き、喫緊の課題である消防団員の充足率向上対策をはじめ、消防団の装備や運営に係る経費のあり方などについて取りまとめたものです。

本答申が、後世に誇れる名古屋市消防団の転換の第一歩となれば幸いです。

目 次

【ページ番号】

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1 | 消防団の活性化対策について | |
| (1) | 機能別消防団制度 | 1 |
| (2) | 装備 | 1 |
| (3) | 消防団員充足率向上対策 | 2 |
| ア | 女性消防団員の入団促進 | 3 |
| イ | 消防団協力事業所表示制度 | 4 |
| ウ | 定年制 | 5 |
| エ | その他の充足率向上対策 | 6 |
| 2 | 消防団の運営に係る経費のあり方について | |
| (1) | 被服 | 8 |
| (2) | 車両 | 8 |
| (3) | 詰所 | 9 |
| (4) | 運営費 | 10 |

1 消防団の活性化対策について

(1) 機能別消防団制度

本制度は、平成 17 年 1 月の消防庁消防課長通知により、基本団員のみでは地域に必要な団員を確保することが難しい消防団が増加している状況を踏まえ、基本団員と同等の活動ができない人が特定の活動のみに参加する制度を設けて地域住民が消防団活動に参加しやすい環境を作ろうとするものである。

名古屋市は、小学校区単位で消防団が設置されており、一つの消防団の定員が 25 名と少ないため、すべての団員にすべての消防団活動を求めざるを得ず、基本団員と機能別団員を混在させることは現実的に不可能である。しかしながら、この現在の体系とは別枠で制度を設けることは可能であり、近年、被雇用者の増加などにより消防団員の確保が困難となっている現状を踏まえると、名古屋市にも機能別消防団を導入すべきである。

また、名古屋市に合った形としては、大学生で組織された「大学生消防団」、今年度から養成しているマイスターで組織された「マイスター消防団」などが考えられ、早い時期の導入を目指すべきである。

(2) 装備

これまで名古屋市は、阪神・淡路大震災、東海豪雨、東日本大震災などの大規模災害から得られた教訓を生かし、消防団の装備として、震災活動用資器材、救助用ボート、消防団活動用無線機などを整備してきた。また、各消防団は、地域特性に合わせ、必要な装備を整備してきた。

しかし、消防団活動を行うために必要な装備として市が明示したものはなく、結果として、市が直接購入し配置した「市有装備」と各消防団が購入した「団有装備」が混在し、保有数にもバラつきがある状況となっている。

市内全域で災害が発生した場合などに全市で統一した活動ができるようにするためにも、名古屋市消防団として必要な装備を標準装備と特殊装備に区分・メニュー化し、計画的に更新していくとともに、社会情勢や実情に合わせてメニューの見直しを図っていくべきである。そして、長期的な視野では、全装備を市有化していくべきである。

(3) 消防団員充足率向上対策

平成25年12月に制定された消防団充実強化法において、消防団は「地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」とされており、要

員動員力、即時対応力及び地域密着性を有する消防団が地域の安心・安全を確保するために果たす役割は極めて大きなものである。一方、少子高齢化の進展、被雇用者の増加など社会情勢の変化により、消防団員の数は年々減少を続けており、名古屋市においても、平成 22 年度に現在の定員（6,820 人）となり、当時 90.0%であった充足率がその後の 5 年間で 84.5%まで低下している。

ア 女性消防団員の入団促進

地域の安全・安心を向上するため、消火活動から応急手当や防災知識・技術の普及啓発に至るまで、消防団の活動の幅は確実に広がってきている。その中でも、南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、自助力及び共助力の向上が求められている今、常備消防が充実している名古屋市においては、特に応急手当や防災知識・技術の普及啓発の分野で消防団に期待するところが大きくなっている。

前述のとおり、名古屋市は本年度から消防団マイスター制度を導入し、救急や自主防災などの各分野の知識・技術に秀でた消防団員を養成している。マイスターとなった消防団員は、今後各分野の指導者となり、市民に対し積極的に普及啓発を

行うことになる。当然、本人のやる気さえあれば男女を問わずマイスターになることができる。

したがって、今後更なる女性の入団促進を図るため、女性消防団員のマイスターへの積極的な登用などを行い、女性として活躍できる場をもっとアピールしていくべきである。

イ 消防団協力事業所表示制度

全国的に被雇用者の消防団員が増加しており、いまや7割以上になっている。このため、消防団員を今後確保するためには、被雇用者の入団促進が不可欠となる。そこで総務省消防庁では、平成18年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する本制度を構築し、市町村等にこの制度の導入を推進している。

また、消防団充実強化法では、国や地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上及び税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとしている。

しかし、名古屋市では、本制度と類似した「地域防災協力事業所表示制度」を平成20年度に創設し、大規模災害時における地域と事業所との支

援協力体制づくりを推進している。

名古屋市の消防団は、小学校区単位で設置されているため、言わば地域の一員であり、地域防災協力事業所表示制度は消防団と事業所との支援協力体制も含まれていると言える。

したがって、本制度については、現在推進している地域防災協力事業所表示制度の中で進めていくとともに、消防団充実強化法に示されているとおり、事業所が参画しやすいような優遇措置を検討していくべきである。

ウ 定年制

定年制の導入については、第1次答申で示したとおりである。次に、定年年齢をいくつに設定すべきかということであるが、他の政令指定都市の状況を見ると、定年制の有無、定年年齢ともに一定の傾向はなく、まちまちとなっている。常備消防の規模が小さな都市では、平常時の災害においても消防団が常備消防と同様の活動を行うため、比較的低年齢に設定されており、一方、常備消防の規模が大きな都市では、常備消防の補助的な活動が多いため、比較的高年齢に設定されている。

また、名古屋市においては、学区ごとに区政協

力委員や民生委員などの代表で組織された「学区連絡協議会」があり、消防団の代表もその構成員となっているため、学区内での横のつながりにも考慮する必要がある。

したがって、定年については、第1次答申、他都市の状況などを勘案し、70歳から80歳の範囲で設定し、階級によって役割が異なることから、ある一定の階級で差を設けるべきである。また、他の非常勤職員同様、数年間の経過措置を設けるべきである。

エ その他の充足率向上対策

消防団員の確保は全国的な課題であり、消防団充実強化法においても、国や地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとしている。このため、各都市及び消防団では、独自に様々な対策を検討するとともに、地域特性を活かした啓発活動を充実させてきている。

名古屋市においても、日頃から消防団員による地域における地道な勧誘活動を行う一方で、処遇の改善や新聞、ラジオなどのマスメディアを活用

した啓発活動を行い、加入の促進を図っているが、今後の充足率向上対策としては、次に掲げる取り組みも有効であると考えられる。

- 勤務先を定年になった方を対象とした消防団に関するセミナーを開催し、定年後に地域に貢献するきっかけを与える。
- 女性や若者に消防団を知ってもらうため、集客力のある著名人に地域防災などに関する講演を依頼し、その中で消防団を広報していく。
- 消防団員としての意識を高め、自信を持つことが、地域での積極的な消防団のアピールにつながるので、現役の消防団員に対する研修を充実させていく。
- ボランティアのような身近にいる地域を愛する人たちに消防団を知ってもらい、積極的に勧誘していく。
- 消防団が活動している姿を市民に直接見ってもらう機会を増やし、消防団の重要性を肌で感じてもらう。

2 消防団の運営に係る経費のあり方について

(1) 被服

現状は、市が年度当初に被服調製費負担金として各消防団に予算を分配し、消防団がそれぞれ必要なものを発注、購入している。しかし、この方法では、自由度が高い反面、新入団員数の多少などの理由により、大幅な過不足が生じることも少なくない。これは、限りある予算の効果的な執行とは言えず、また、同じものを購入するのであれば、当然まとめて発注した方が安価に購入できる。

したがって、被服については、計画的な配付と効率的な予算執行を図るため、早い時期に市での調達・管理に移行すべきである。

(2) 車両

平成 27 年 4 月 1 日現在、全消防団の約 9 割にあたる 241 消防団が車両を保有している。

従前は、学区からの助成金などにより購入費の全額を賄っていたが、平成 20 年度からは、可搬式ポンプなどの資器材を搬送するために必要不可欠との理由により車両を消防団の必要資器材と位置付け、135 万円を上限に市が一部負担するようになっている。

消防団には、平常時の火災予防広報はもとより、非常災害時に避難勧告・指示などの災害緊急情報を迅速に伝達する任務があり、機動力が求められることから、全消防団への配備が理想である。

また、現在は全車両消防団所有となっているが、必要資器材として位置付けているのであれば、名古屋市が直接購入し配備するのが本来の姿である。

しかし、一律に配備するためには、保管場所や予算確保などの解決すべき課題もある。

したがって、車両については、このような課題を整理しつつ、中期的な視野で市有化に移行すべきである。

(3) 詰所

平成 27 年 4 月 1 日現在、2 消防団を除く 264 消防団が詰所を所有しているが、その 9 割以上の建物が市所有ではなく、消防団所有となっている。

なお、土地については、全体の約 7 割が市有地であり、消防団に無償で貸与している。

また、詰所についても、市が建築し、市所有の建物として維持・管理していくのが本来であるが、現在は、新築・改築費用については上限 630 万円、修繕などの工事費用については上限 16 万円を市が負

担し、不足分は学区からの助成金などで補填している。このため、詰所の規模、仕様などは、消防団によってまちまちとなっている。

したがって、詰所については、消防団が今後学区からの助成などに頼ることなく、活動の拠点として必要な機能を保持し、安全に使用できるようにするためにも、前述のような課題を整理しつつ、長期的な視野で市有化に移行すべきである。

なお、市有化の方法の一つとして、市が平成 19 年度から検討を開始し、今後全庁的に推進しようとしているアセットマネジメントの基本方針(平成 21 年 3 月策定)に記載されている「他の市設建築物との集約化」についても、個々の詰所の改築の時期に合わせ、個別に検討すべきである。

(4) 運営費

教養訓練費、物品購入費、光熱水費その他消防団の運営に要する経費についても、被服調製費負担金と同様に、市が年度当初に運営負担金として各消防団に予算を分配し、消防団がそれぞれ必要な費用に充てている。

消防団によって用途や必要金額は様々であり、また、多団制であることから、自由度の高い負担金制

度は、市にとっても消防団にとっても効率的な制度と言える。しかし、その反面、消防団によって用途や必要金額が異なるということは、中には非効率的な予算執行が許される懸念があり、費用が足らなくなる消防団が発生する可能性すらある。

被服、車両及び詰所が市有化に移行した場合、これらに関連する経費は市が負担することになり、消防団へ分配する運営費は、必然的に必要最小限の費目で足りることとなる。

したがって、運営費については、被服調製費負担金や消防団詰所等工事費負担金など、その他の負担金との整合を図りながら、消防団に必要な経費の見直しを行っていくべきである。